

GS1 Japan (一般財団法人流通システム開発センター) 独占禁止法遵守指針

2024年4月1日制定
2025年4月1日改正

GS1 Japan (一般財団法人流通システム開発センター)

第1条 基本方針

GS1 Japan (一般財団法人流通システム開発センター) (以下「当財団」という。) は、当財団の活動を行うに当たり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (以下「独禁法」という。) を十分に尊重し、これを遵守する。

第2条 禁止行為

当財団及び当財団職員は、当財団の活動に関し、公正かつ自由な競争を促進し事業者が自主的な判断で自由に活動することを目的とする独禁法に違反する行為及びその疑いを惹起する行為を行わない。

第3条 会議の運営上の注意事項

(1) 参加者による独禁法遵守の同意

当財団職員は、当財団における会議の実施に関して、以下の①又は②の方法で、別記の「独占禁止法に関する留意事項、会議参加の条件・義務」(以下単に「別記」という。)について参加者の同意を得ることとする。

①事前の承諾

当財団職員が、会議への参加者に、会議の開催までに、別記の同意を得る。

②会議ごとの確認

当財団職員又は議長が、会議冒頭において、別記に基づき、すべての出席者とともに独禁法を遵守することを確認する。

(2) 議事進行時

①議長、司会等議事の進行者 (以下「進行者」という。) は、価格、顧客や販売・生産の割当、取引拒絶、共同ボイコット、市場シェア・市場分割といった独禁法違反行為及びその疑いを惹起する懸念がある発言をした者に対して直ちに関連発言の中止を要求する。

②当財団職員及び参加者は、独禁法上の懸念がある発言がなされた場合、その旨を直ちに表明し、発言者への関連発言の中止を求める等、進行者の適切な議事の進行を補佐する。

(3) 会議終了後

- ①会議に出席した当財団職員又は参加者は、会議の終了後速やかに議事録を作成するものとし、議事録は当財団における各会議の事務局が管理する。

(4) 懇親会

- ①当財団職員及び参加者は会議に伴う懇親会等においても、独禁法上の懸念がある事項について協議、情報交換等をしてはならない。万一、このような言動がある場合には、当財団職員はその旨を直ちに表明し、発言者に関連発言の中止を求める等の措置をとる。

第4条 独禁法コンプライアンス統括及び担当部署

当財団の独禁法コンプライアンスに係る業務は専務理事が統括し、担当部署は総務部とする。

第5条 本指針の周知徹底

当財団は本指針をホームページに公開する等の方法により、当財団職員、会議参加者等当財団関係者等への周知徹底を図る。

(別記)

独占禁止法に関する留意事項、会議等参加の条件・義務

1. 市場における公正で自由な競争は自由経済社会の基礎であり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」という。）を遵守することは、経済社会の構成員として当然の義務である。
 2. 当財団の会議の目的は、事業者がより効率的に競争するための能力を高めようとするものであるが、事業者間の協議、情報交換等に際して独禁法との関係に十分な注意を払わなければならない。
 3. これを踏まえ、以下を遵守しつつ、会議を行うものとする。
 - (1) 会議参加者は、価格、顧客や販売・生産の割当、取引拒絶、共同ボイコット、市場シェア・市場分割といった独禁法違反行為及びその疑いを惹起するような発言、協議、情報交換等を行ってはならない。
 - (2) 議長等進行者は、独禁法上の懸念がある発言をした者に対して直ちに発言の中止を要求する。
 - (3) 会議参加者は、独禁法上の懸念がある発言がなされた場合、その旨を直ちに表明し、発言者への発言の中止を求める等、進行者の適切な議事等の進行を補佐する。
- (注)会議に伴う懇親会においても同様とする。